

## 令和2年第1回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和2年3月2日(月)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第9号 白井市道路線の認定について  
(2) 議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
4. 出席委員 植村 博 委員長・影山 廣 輔 副委員長  
伊藤 仁 委員・小田川 敦子 委員  
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員  
石川 史郎 委員・長谷川 則夫 議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
執行部  
市 長 笠井 喜久雄  
市民環境経済部長 川上 利一  
都市建設部長 高石 和明  
市民課長 篠田 順子  
環境課長 金井 正  
産業振興課長 川村 俊男  
都市計画課長 東山 智  
建築宅地課長 宇佐美 喜久  
道路課長 竹田 忠夫
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井 治夫  
主 査 萩原 靖殖  
主任主事 石井 和子

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○植村 博委員長 皆さん、おはようございます。今日から学校が休校ということになりました。目に見えない小さなウイルスから挑戦状がたたきつけられたというような状況ではないかと思えます。私たちも的確な判断、正確な情報をもとに、市長のリーダーシップのもと、応戦していかなければいけないと思えます。

今日は委員会の審議であります。心配なこともたくさんある中での審議となりますが、どうかよろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。まず、新型コロナウイルスの関係ですが、今日2時半から全協を開催していただきまして、そして、白井市の小・中学校の取り組みと、そして、各公共施設の取り組み、職員の健康管理等について、今日現時点で決まっていることについて皆さんに説明をさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、本日の都市経済常任委員会では、議案第9号、議案第10号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目の2議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げて挨拶にかえさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては植村委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○植村 博委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

また、質疑は一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、室内が暑くなるようでしたら上着を脱いで構いません。

また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願い申し上げます。

また、マスクの使用は構いません。発言の際はマイクに近づき発言をお願いいたします。

それでは、これから日程に入ります。

(1) 議案第9号 白井市道路線の認定について

○植村 博委員長 日程第1、議案第9号 白井市道路線認定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

では、秋谷委員。

○秋谷公臣委員 確認のため質問いたします。路線認定する際の道路の要件、基準等があったら伺います。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、認定をする際の基準ということでございますが、市では平成17年に白井市市道路線認定基準を定めております。この路線認定基準では、道路は一般の交通の用に供される道路であることなど、主に立地的な要件を定めるほか、道路の形状及び構造に関する技術的な基準が定められています。

今回認定をする路線と照らし合わせてみますと、市道として路線認定する道の要件については、一般の交通の用に供される道路であって、起点、終点が道路法の道路で、道路法の道路に基づく道路に連絡する道路であること、それから、行きどまり道路でないこと、ただし、行きどまり道路であっても直径8メートル以上の自動車回転広場を有すること、また、道路の形状及び構造に関する基準については、道路の幅員が一般道路は4メートル以上であること、自転車、歩行者専用道路は3メートル以上であること、路面は舗装されていること、道路の交差部は幅員に応じた隅切りがあること、側溝等が敷設されていること、道路用地と隣接地との境界が境界杭より明確であることなど、本基準に適合している、こういった基準になっております。

以上でございます。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 もう1点、伺います。この道路の引き継ぎ等については、白井市に今度管理が移ることになるんでしょうけれども、引き継ぎはどのように行っているのか、お伺いいたします。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 この道路の引き継ぎについてでございますが、開発協議で、開発による道路で

ございますけれども、開発の事前協議で整った許可どおりにできているかということを整備する工程の中で、路盤検査やU字溝などの構造物の材料検査、それから、境界杭の確認などを行いまして、開発行為の完了時には写真、それから、書類、また、引き継ぐものが良好な状態であるかなどの現場検査を行って、引き継ぎ完了検査等を行っております。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

石川委員。

○石川史郎委員 議案第9号裏面に認定路線一覧がありますけれども、今回の3路線を道路認定に加えると、認定道路の総路線数及び総延長はどのようになるのでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今回の道路認定分を加えまして、幹線道と一般道の内訳も含めて回答させていただきます。

まず、幹線道路の1級市道が20路線、延長が3万1,643.5メートル、約31キロ、それから、幹線2級市道が37路線、延長では2万6,070メートル、約26キロメートル、それから、一般市道が1,275路線、これは歩専道等も含んでおります、こちらのほうが25万3,484メートル、約253キロメートルで、合わせますと、全体では31万1,197.96メートル程度で、約311.2キロメートルの認定となります。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 3ページに地図がありまして、路線名が22-054、元病院の跡だと思っておりますけれども、昨日見てきまして、戸建て住宅がいっぱい並んでいました。2割ぐらいかな。これ5ページに認定路線概要、整理番号2の箇所なんですけれどもね、先ほど一般道路は道路の幅員が4メートル、歩道が3メートルとあったんですけれども、この表を見ますと6メートルとなっていますね。これはどのようにして決めるのでしょうか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちらは都市計画法に基づく開発許可を受けた区域でございまして、都市計画法に基づき、開発区域が住宅地の場合は、幅員6メートル以上とされておりますので、その技術基準に基づきまして6メートルとしているところでございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 路線名の22-054、地図の3ページになります。今石川委員の話に上がった病院の跡地について、この出入口がちょっと気になるので、お聞きします。

公園の前であるということと、カーブの手前というか、曲がり切らないところというんですかね、ちょっと見通しの悪い場所かなという、安全面での心配があります。逆側にバス通りのほうもあります。

すし、どうしてこちらのほうが出入口として開発になったのか、その辺の経緯をお伺いいたします。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 出入口の経緯ということでございますけれども、今回この聖仁会病院の跡地の開発については、道路を含めて開発事業者の土地利用で、事業者側から提案された計画となっております。この出された計画に対して、市は事前協議、こちらまちづくり条例の手続となりますけれども、その中で、技術基準や各法令を満足するかを確認しております。また、事業者は交通管理者である警察とも協議を行いながら、出入口等を決定していると聞いています。

今回の開発の交差点部分の安全対策などもしていただきまして、市ではそれが適切と、定量的に技術基準を満たしているというようなことから、こちらで問題ないということになったものでございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうしましたら、開発段階での話し合いであるとか、地域住民の方からは、ここを出入口とすることに対する意見、要望なんかはあったんでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、今回この開発行為の中で、手続としては一般の縦覧に供しているわけなんですけれども、そういった中では、今のところ、記憶の中では、そういった中ではなかったかなと記憶しております。

ただ、その後で、住宅側の中で、この経緯の中で、やはりニュータウン地区の閑静な住宅地を形成しているというようなことから、その出入りについて、頻繁に大きな道から入ってくるとかということではなくて、閑静な住宅街の住環境の保全、保持等の観点から見ると、適当であったかなと思っています。

それで、この開発等で、許可がおりて完了してから、隣接する自治会のほうから、本出入口の設置についての経緯であったり、改善はできないのかというような御意見が出された。そういった中で、市としても、開発で工事を進める中で、定量的な技術的な基準だけではなくて、交差点になるので、安全対策等を行ってほしいというようなことで、市からもお願いをしまして、それらの安全対策がとられて、そういった中で、住民の方にも御理解をいただいているのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 丁寧な説明ありがとうございます。

じゃあ、具体的に、この出入口に関しては警察とも協議しているという説明もありましたけれども、近隣の自治体からも改善要求があったということも踏まえて、市のほうの事業者のほうにお願いをし

た、その安全対策というのは、具体的にどういったものなのか説明をお願いします。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、交差点になります。そして、歩道であったところを分断するような形で道路が割り込んできますので、その横断をするような部分について、まず、カラー舗装を行っています。そのカラー舗装の前、既存の市道の側にドットの表示を行って、注意を呼びかけるマークをつけること、それから、丁字交差点が新たにできるということで、丁字のマークを既存の道路のほうに設置、書いてもらった。それから、歩道のところについては、巻き込みの防止のための車どめの設置などを事業者が行ったところがございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。

最後の質問なんですけれども、このまちづくりの景観として、バス通りのほうから入らずに、住宅街のほうを出入口にしたということで、適当なのかなというふうな市の意見がありましたけれども、この通り沿い、確かに直接そういった、何というんだらう、バス通りに交差するような細い道は、住宅街から抜けるのはないんですけれども、この角に今後住宅開発が入るであろう、元教職員住宅の跡地もあります。規模としてはとても小さいので、まちづくりの景観であるとか、また、新しく道路を引き込むというときに、どういった出入口になっていくのか、もう終わっちゃったことだから仕方がないんですけれども、こういったときに、開発業者は別々でも、一体として道路の整備というのを市のほうが提案をして進めなかったものなのかなというふうに思ったんですけれども、市のほうはそういったことに関してはどういう対応をされるんでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 病院跡地と教職員住宅を一体的な開発で進めることがよかったのではないかなということかなと思います。

まず1つは、聖仁会病院であった病院跡地のほうが、その土地の処分がまずは早く進められています。それから、市でも、時期的には同じころだったと記憶しておりますけれども、一旦市から処分の公告なりをしています。

ただ、その時期が実際に相手方に売られたという時期がかなり遅れている、つまり、一体的な整備を図るという中では、事業所は既にその事業規模とか金額とかがもう確定されてしまっている中で進んでいたのかなと考えています。

もう1つは、教職員住宅のほうは、おくれたことによって、その中に盛り込んでいくことは恐らく途中段階ではできなかったんだらうとも考えられます。

そういった中で、教職員住宅のほうは当該開発事業者によって開発はされずに、別の業者のほうが開発のほうを行っているということになっておりますので、市としても一体でできるということがよ

かったかなとは思いますが、結果的には別々になってしまっているということになりますので、小規模開発であっても、認定等、技術基準がクリアされて、定量的なものが確認できれば、市としては小さな開発になろうとは思いますが、そういったときでも、開発行為として都計法による帰属を受けて、そして、市では認定基準に沿って審査をして、認定をしていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 そのほかには質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 賛成の立場で討論をいたします。

この出入口ですが、やはり安全対策をしっかりと講じていただいて、これから新しい新住民の方もお住まいになり、車の出入りも活発になっていくんだらうと思います。予期せぬこともありますし、自然の風化の中で塗っているものが薄くなったりとか、いろいろなことも起きてきます。新しい要望も出てくると思います。今後も、市民の希望は誠実に対応して、歩行、運行に危険のないよう、安全対策を講じるように要望いたします。

以上です。

○植村 博委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○植村 博委員長 次に、日程第2、議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第12号）の

うち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出から歳入の順に、降順に一問一答形式でお願いをいたします。

最初に歳出について質疑を行います。

まず、14ページ、よろしいでしょうか、議案書の中の14ページ、ここの2款3項戸籍住民基本台帳、これについての質疑を行います。ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 これは全額国県支出金のほうで充当される金額にはなっております。いろいろところでマイナンバーカードをつくりましょうというチラシなんかを、あちこちで見るとはすけれども、これについての広報、パンフレットをどういうとこで配っているとか、どういうふうに行っているのか伺います。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 マイナンバー関係のカードの周知ということで広報しろいで周知を行っております。今年度については、成人式のとときにチラシを配布しました。あとは、人の集まるところにチラシ等を配布する予定でしたのですけれども、コロナウイルスの関係でその辺はできていないところではありますけれども、機会あるごとに周知をしていきたいと思っております。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 今、例えば、出張所の関係もあって、市民の意見交換会で使われている時のチラシ的なものは、市でつくっているものじゃなく、国でつくっているものが一括しておりてきているという認識でよろしいのでしょうか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 国のほうからチラシが来ておりますので、それを活用しているところです。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 あと1つだけ、チラシだけ配ってもなかなか人は動いてくれないし、来年度はいろいろ、体制として市役所の中で整えるとなっても、本当に市民に直接出向いていかないと浸透しないんじゃないかなと思います。出前講座とか、そういったことを考えたりはされたんでしょうか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 市民から声があれば、そちらに出向くということは予定をしております。来年度になりますけれども、なるほど行政講座等に、新たに項目も入れまして、いろいろ説明とか、周知を図っていききたいというふうに考えております。

○植村 博委員長 ほかにございますか。

小田川委員。



○小田川敦子委員 今のところなんですけれども、説明の中で、地方公共団体情報システム機構の通知に基づき補正をしますという御説明でした。この通知に基づき、どういったことが増額補正の内容だったのか、説明をお願いします。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 こちらの交付金額の根拠になりますけれども、内容としては、令和元年12月にマイナンバー制度にかかる令和元年度補正予算、政府の補正予算が閣議決定されまして、令和元年度のマイナンバーカード関連事務の委任に係る交付金の上限額の見込み額が、地方公共団体情報システム機構からありまして、マイナンバーカードに関する機構への交付金を補正するものです。その算出方法は、政府の予算額を全国各市町村の住民基本台帳人口によって案分して算出された金額について、交付額の上限額として通知があったものになります。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、これは何か使う根拠があってこの額が増えたということではなく、ただ上限が増えたということは、この分あと使ってもいいよということになるんですか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 あくまでも国が算出した上限額ということで、交付される金額になります。あと、最終的にはマイナンバーカードの交付枚数の実績に応じて算出する部分もあるというふうに伺っております。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。そうすると、もう3月、令和元年も今月で終わりという状況になりますけれども、今回この補正で約250万円追加になりましたけれども、ここから大体どれぐらい使う見込みなのか、そのあたりはもう算出されていますか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 これは国のほうで計算をしている状況にありますので、ちょっと市においては、その金額についてはわからない状況です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 今のことについて確認ですけれども、この金額の過不足が生じた場合は追加が請求できる、あるいは、返済しなくちゃいけないといった何か条件はついてきているんでしょうか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 これあくまでも上限額ということで、この範囲の中で交付金が支出される形になります。

○植村 博委員長 いいですか。

ほかにはございますか。

○小田川敦子委員 済みません、どこまででしたか。

○植村 博委員長 この戸籍住民台帳、ここだけです。  
よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、次に、21ページ上段のほうに、4款衛生費、保健衛生費、この中の4目めに環境衛生費があります。ここをお願いします。

小田川委員。

○小田川敦子委員 こちらは説明をいただいたんですけども、計画期間中の国の補助金の交付額が市の実績を上回ったために返金の補正ですという説明だったんですけども、もう少しわかりやすい具体的な説明をお願いいたします。

○植村 博委員長 金井環境課長。

○金井 正環境課長 具体的といいますと、年度ごとの数字とかでよろしいでしょうか。

○小田川敦子委員 はい。

○金井 正環境課長 24年度からの計画なんですけれども、24年度については、受け入れと交付額がイコールになっています。25年度については、受け入れ額が214万6,000円、実績として203万8,000円、ここで10万8,000円の差額が出ています。26年度については241万9,000円が収入額です。交付実績が241万円で、9,000円の調整額が出ています。27年度が、受け入れ額で335万7,000円、交付実績として286万8,000円、調整額が48万9,000円になります。平成28年度分で、受け入れ額が315万7,000円、交付実績が177万6,000円、ここで調整額が138万1,000円、29年度が、受け入れ額として59万2,000円、交付実績として59万2,000円、ここで調整額はゼロです。平成30年度で、受け入れ額はゼロ円、交付実績として160万円、ここでマイナス調整ということで160万円行っているんですけども、そこでの最終の差額が38万7,000円になってございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、この事業名が浄化槽等設置促進事業、促進事業ということになっていますが、市の受けとめ方としてはこの促進事業の効果というのはどういった結果というか、理解になっているのでしょうか。

○植村 博委員長 金井環境課長。

○金井 正環境課長 補助金の効果ということなんですけれども、基数は年度によって違うんですけども、単独浄化槽あるいはくみ取りからの合併浄化槽への取り組みということなので、水質の改善とかには効果があったのかなとは思っています。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。推進のことについてね、何かちょっと疑問だということだった

んですけれども、それなりに目的に沿ったものになっているのかなとは思いますが。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、次に、22ページのほうに参りたいと思います。6款商工費、それから、すぐその下に土木費があるんですけども、土木費はまた続きますので、とりあえずこの6款だけをお願いします。ございませんか。

〔「22ページ」と言う者あり〕

○植村 博委員長 はい、22ページですね。商工費のところです。

〔「農林じゃないんだ」と言う者あり〕

○植村 博委員長 失礼しました。ページの一番上ですね、農林水産業費、ここです、申しわけありません、商工費はこの次になります。5款の農林水産業費、ここについて質疑を受けたいと思います。秋谷委員。

○秋谷公臣委員 農林振興費の中の（9）農業生産技術経営改善支援事業、その下に輝けちばの園芸次世代産地整備支援事業補助金、878万円が減額されていますけれども、その減額の中身について説明を求めたいと思います。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 この事業、千葉県の補助事業となっております、輝けちばの園芸次世代産地整備事業補助金ということになっておりますが、その内訳としましては、農業用施設と、あと、機械の新設更新として、生産力の強化を図る事業3件に対して、県の補助と市の補助、合わせて総額2,722万円を当初予算で計上しておりました。

しかしながら、対象及び対象事業の変更が1件ございまして、所要額が減となりまして、減額補正をさせていただいたものです。

具体的に、この3件の事業のうち1件ということで、当初事業予定者の方の事業費が976万円を見ていたんですが、変更になった方の事業費のほうで101万6,000円という事業費になりまして、その差額分878万円を不用額として減額させて今回いただくものです。

なお、補助率のほうは、県のほうで4分の1、市のほうの補助も4分の1の補助を見ております。

以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 今の件についてはわかりました。次に、その下に、被災地農業者支援に要する経費、こちらは32万円の増額になっていますけれども、その経緯について説明をお願いいたします。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 こちら被災農業者支援に要する経費ということで、昨年9月9日未明に千葉県に上陸をいたしました台風15号による被災農業者に対する、被災した農業施設または機械の再建

修繕に係る補助金として、平成31年12月議会において補正予算を計上させていただいたところです。

その後、千葉県の方から、令和元年11月15日付で、台風15号により被災を受けた農業ハウスについて本補助金を活用した再建、修繕とあわせて、施設の補強を図る事業を新たに補助対象に加えるという通知がございましたので、その補助事業の申請について可能な農業生産者に補強事業の希望をお伺いしましたところ、農業者の方1名の方で、ハウスについては2棟分について補強をするという補助金活用の希望がありました。今回その予算の補正をするものです。

補助率は、国からの費用10分の3、それから、県の補助で10分の2、市からの上乗せ計上は考えておりません。

以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 32万円でハウスの修理という、具体的にはどんな補修工事になるのか伺います。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 台風15号の暴風によりまして被災しまして、修繕が必要になった農業ハウスになります。これは、同じような形でまた再建しても、次に来る台風等でまた壊れてしまう可能性が、傾いてしまったり、ゆがんでしまったりする可能性があるということで、暴風等の外力から耐久性を向上させて、L字のパイプまたは自在管など、補強用部材を増設しなさいというような指示がございました。現在復旧にかかる修繕の見積書とその補強を含む修繕の見積書の2通を比較しまして、差額分の補強用の経費として補助を行わせていただくものです。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、先ほど間違えました、6款の商工費に行きたいと思えます。いかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、7款土木費のほう、このページの一番下から始まりますが、7款、土木費について質疑を受けたいと思えます。

石川委員。

○石川史郎委員 23ページの、いいですね、23ページで。

○植村 博委員長 はい。

○石川史郎委員 7款2項2目道路新設改良費、事業番号1、工業団地アクセス道路整備事業で、アクセス道路の進捗状況、用地買収も含めまして、お聞かせください。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 工業団地アクセス道路の進捗状況でございますけれども、初めに、用地買収の進捗状況につきましては、総取得面積を1万5,034.19平米として、現在の用地取得面積が1万2,880.21平米でございます。今月中に1名の地権者の方、こちら294.08平米の契約を予定しているところでございます。そうしますと、今年度中の累計用地取得面積が1万3,174.29平米、総取得面積に対しまして87.6%となるというふうに見込んでおります。

残る用地取得面積は1,859.9平米で、筆数が10筆、このうち5筆につきましては未相続の共有地のため、現在法定相続人等の調査を実施しているところでございます。法定相続人調査については、3月中に完成する見込みでおります。

また、工事の進捗状況につきましては、整備の総延長2,100メートルについて、平成30年度から軟弱地盤を安定させる、圧密盛土工事をメインに、買収済み用地の山林伐採や排水施設の切り回し、田んぼの用水管の移設などの工事を実施しております。

圧密盛土工事については、全体で11カ所を予定しております。そのうち6カ所今行っておりますけれども、4カ所で地盤が安定せず、沈下がおさまらないことから、急遽地質調査を行い、現在の結果をもって、現在の盛り土の安定性の解析や、今後の軟弱地盤の対策工法を検討することとしているところでございます。

また、本体工事といたしましては、工業団地の中心を通っている道路で柏市の金山地区のほうへ向かう市道00-003号線との交差点にほど近いところ、工業団地から行くと坂をおりたあたりの交差点に近いところなんですけれども、こちらの76メートルについて本体工事のほうを行っております。

内容といたしましては、車道部で10メートルの幅、それから、歩道部分については2.5メートル、それから、路肩が0.5メートルの整備、それから、道路排水施設の設置などが終わっております。舗装につきましては、車道部の舗装につきましては、路盤、中間層、表層というようなことの3層構造でございまして、その76メートルについて、表層の舗装を残すのみで、この76メートルについては施工を終わっております。

本体工事といたしましては、2,100メートルに対しまして3.6%の進捗状況ということになっております。

以上でございます。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 わかりました。

同じく23ページで、7款2項3目橋梁維持費、事業番号1、橋梁維持に要する経費で、2,000万円がふえていますけれども、具体的に内容についてお聞かせください。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 現在橋梁修繕工事については、旧給食センターの近くであった104A橋というようなところと、もう1つは、大山口地区、都市計画道路、西白井地区からの道路で、大松地区を結

んでいる橋の101A橋の2橋において工事を行っております。

その修繕工事で、耐震対策のための工事をやっているということになりますけれども、落橋防止システムの設置、この工事に当たりまして、既設の橋台鉄筋の配置、これは落橋防止システムのつなぎとめるようなもの、アンカーを打っていかなければならないんですが、このアンカーを打つための穴をあけなければいけないということになるんですけれども、この穴の位置を、鉄筋の中の、橋台のなかの見えないところに通って、コンクリートの中に通っているわけなんですけど、これを探査機を用いて鉄筋の位置を確認したりするわけなんですけど、この探査も30センチ程度しか届かないというような状況があります。

今回、アンカーボルトを打っていく、ブラケットを設置して、つなぎとめるような固定金具をつけていく、その固定金具をとめるためのアンカーボルトを入れていくわけなんですけど、アンカーボルトが70センチぐらいあるということになります。そうすると、30センチくらいは探査でいけるんですけども、その後は、そのまた奥になると今度は掘ってみないとわからない、穴をあけていかないとわからないというような状況も出てきます。

そういったことで、当初設計位置の設置できないようなところがやはり出てきていることから、アンカーボルトの設置位置の変更、それに伴うブラケット形状の変更、さらに、アンカー位置の変更やそのブラケットの形状変更、これをするための設計をしなければならないというようなことで、その設計の費用、さらには、工事費の増額が必要となっております。

どちらもこの橋は464号、鉄道をまたいでいる橋でございますので、重要な路線の1つでございます。

以上でございます。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 平成18年12月に、当時道路局が新規制度等概要の中で、長寿命化修繕計画策定事業の創設を提起しています。それを受けて、白井市でも、平成24年10月、橋梁長寿命化修繕計画を出していますけれども、この計画の進捗状況はどうなっていますでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 橋梁の修繕計画の進捗状況ということでございますけれども、平成24年に策定しております修繕計画の中の対象橋梁数、こちらが43橋ございます。これに対しまして、計画上修繕が必要な橋梁、これについては27橋ございます。全体の43橋に対しては62.8%がその修繕の対象でございます。

その27橋に対する修繕の状況については、8橋が完了しているというものになっております。この完了の捉え方につきましては、その橋梁によっていろいろな補修をしなければならない、工種が出てくるわけなんですけれども、これらが必要とされた工種について全て完了したのが8橋なので、例えば、1つの橋梁で上のほうの橋の通るところとか、そういったところは終わっているんですけども、

橋台の補修、それから、ひび割れ等の補修をしなければならないとかということが残っているものもあるというようなところで、いわゆる途中段階にあるものというのは完了と見込まないで、全て完了したものが8橋ということで、現在進捗率については30%ございます。

以上です。

○植村 博委員長 済みません、じゃあ、石川委員。

○石川史郎委員 済みません、関連して、ちょっと遅れているのかなど。池の上小学校の横に木戸公園というのがあります。そこにコンクリートづくりの陸橋がかかっています、この陸橋は児童の通学路になっています。この陸橋の耐震性問題で、当時高石課長とやり取りしたんですけれども、さて、本題ですけれども、今言ったように、橋梁の長寿命化計画のおくれに対して今後どう対応するのかお聞かせください。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 修繕のおくれへの対応ということでございますけれども、まず、先ほどお話がありました、石川議員から指摘がありました、その橋梁に係る点検等については、平成26年に点検方針が5年に1回の近接目視によって行うということで義務化がされております。まず、このことについては、毎年計画を立てながら、その中で点検のほうは適正に行われているというふうに思っております。

この修繕の工事に対しましては、まずおくれの状況というのは、市としてはやはり限られた財源の中で進めていくというようなことで、国庫補助のつき具合等が、交付率が低かったりしております。こういったところについては、交付金の項目がございまして、橋梁維持修繕に係る部分の、交付率が高い設定となるような重点事業となるように国のほうに認めてもらうと、そういったようなことで、施設の個別計画というようなことで、橋梁長寿命化計画の中で個別計画というものもつくりながら重点配分していただけるように申請を行っているというようなところがございます。こういったことで、1つは円滑に進めていきたいというふうには思っております。

それから、もう1つとしては、やはり人員不足といいたいまいしょうか、職員の不足、技師の不足などがあるかなと思います。道路課において、点検の関係、それから、修繕の関係、今このことについては点検修繕に係る計画の作成事務であったり、あるいは、設計、発注、関係機関との協議、調整、さらには、工事に入ればその監督というようなことで、これらの業務を現状では1人でやっているような状況になっております。こういったところで、人員というよりも技師の不足なども1つの要因となるということも考えているところでございます。

今後として、現在次の修繕計画を今つくっておりますけれども、こういった中で、修繕費用の縮減が図られるというようなことも1つ考えております。どういうことかということ、小規模な補修工事というのを短いサイクルで行っていく、つまり、一定の部材の健全度、強度とかそういったものを保っているというような一定のラインがあるとしたら、それを、要は、下回らないうちに、機能が低下し

たりしないうちに、小さな工事でやっていきたいと思います、予防保全型というようなことで考えております。

こういったことで、小さなことでローテーションサイクルを早くするということでも、1つの進めていく中の、円滑に進めていく中の方法かなというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○植村 博委員長 それでは、平田委員。

○平田新子委員 道路新設改良費の工業団地アクセス道路についてお伺いいたします。

これ令和3年に完成予定という目標があったんですけども、そこで、地盤が軟弱である、それから、用地取得で未相続の土地があると、こういう課題が出てきたわけですけども、完成予定はそのまま遂行できそうな感じでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今まで令和3年度中の工事の完成を目指していたわけですが、先般、御説明をさせていただきましたとおり、1つは相続人の特定、誰と契約ができるかということについては、それが誰と行えるかという部分が1つネックになるかなというふうに考えております。

それから、もう1つは、軟弱地盤対策でございますけれども、どこまでの対応をとらなければいけないのか、そういったようなところを、今後その地質調査の結果を持ちながら検討に入っていくということになりますので、現時点では、3年中の完成というのは難しいのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 端的に言うと、地質調査をして、どうにかして強度を保てるような工事、これはお金さえあればできるわけです。けれども、そのお金の問題も大がかりな工事ですと、やはりそれは単年度では負えない、国からの補助金とかもどんどん減ってきていますしということだと思えますね。

もっと問題なのは、誰と契約できるかわからない。ある方に伺いましたら、供託金を積んでおけば解決するんだよという話も聞いたんですけども、今それにどのように対処していらっしゃるかお伺いします。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 1つは、相続人調査については、委託をさせていただいてやっております。

失礼しました。調査の中で、16人くらいいるわけなんですけれども、対象の地権者というんでしょうかね、その人たちのそれぞれのつながりをやはり調査していかなければいけない。場合によっては、既に終わっているところもあります。完全に完了しているというのは、ちょっと今、古いデータですけども、31%くらいまでは完了しています。年内くらいですかね。

これらについて、やはり誰と、全員つながってきたら100人出てきたとか、極端な話、そうすると、



100人とやらなければいけないのか、代表が誰か受けてくれるのか、そういったところは今後顧問弁護士にも相談しながら、どうやってやっていくことがいいのかということ、さっきの供託金というような話もございましたけれども、そういった適切な方法というのはどうなんだろうということ、法的なことと照らし合わせながら、弁護士のほうとも相談して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 済みません、22ページに戻ってもらって、一番下、土木総務事務に要する経費とありますけれども、その下に、法定外道路現況調査委託料とあるんですけども、これ赤道のことかと思うんですけども、この調査というのは現在どのくらい進んでいるのか、もしわかったらお伺いたします。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 法定外道路の現況調査の業務委託でございますけれども、こちらの業務は、法定外道路、赤道の市道認定をしていこうということについて、候補の道路の抽出を行うために、測量や現地調査等を委託しているものでございます。

継続費とさせていただきますので、まず、今年度の進捗でございますけれども、業務の内容といたしましては、航空写真による赤道の位置、それから、公図による幅員の確認、これらをもって確認できましたら、現地調査を行って、写真を撮ったりしながら、路線の認定をできるであろうという路線の抽出を行ってまいります。

この調査対象として、現地確認を行って、その結果をもって市道認定に必要な資料、いわゆるカルテと言いますけれども、調書を整えていきます。調書としては、法定外道路の、1つは何路線かということもございますので、番号つけていくということもあります。それから、位置はどこなのか。それから、先ほど言いました公図の幅員、現況としてはどんな幅員になっているのか。それから、延長、現地の写真、その他必要な事項、これらを路線カルテ、路線の調書としてまとめるという作業までが今年度行うこととしております。

想定として、失礼しました、一番最初に、想定では約120キロくらいかなということで、1つ想定だけ置かせてもらっています。120キロの全体想定を置いた中で、今年度の作業としては、航空写真とか、公図の調査というのは完了させて、現地調査については、約57キロぐらいを現地調査で行います。残りについては、令和2年度となるわけなんですけれども、令和2年度約63キロくらいで、航空写真とか、あと、公図調査はもう終わっていますので、そこから、現地調査をスタートさせていくというようなことが、令和2年度、結果的には、路線認定できるかどうかというようなことで選定をし

ていって、その選定までの作業が今回の調査になっております。

先ほど冒頭説明した認定に係ってというお話をしたんですが、その後、令和2年度の作業が終わってから、今度は認定がどのくらいできていくかというようなことについて、改めて検討していって、それからになります、認定については。今はそのような予定でおります。

以上です。

**○植村 博委員長** ちょうど1時間も過ぎまして、ちょっと休憩をとりたいと思うんですが、この款の質問はまだございますでしょうか。ありますか。

では、1時間も過ぎましたので、少し休憩をとらせていただいて、再開は20分とさせていただきたいと思います。

そこからまた、ちょっとこの続きから始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

**○植村 博委員長** それでは、休憩に引き続き再開いたします。

土木費、先ほどお手が上がりかけた方、平田委員。

**○平田新子委員** 24ページ、都市計画総務費の5) 千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金ということで、千葉ニュータウン事業が収束したときに、一応これぐらいの金額かなという、少し余裕を持った形で白井市にお金が渡されていたものが、基金になっているわけですがけれども、本年度のこの支出に対して妥当なのか、それとも、予定よりも大幅に基金残額が違ってくるのか、その辺はいかがでしょうか。

**○植村 博委員長** 東山都市計画課長。

**○東山 智都市計画課長** この千葉ニュータウン事業に係る今回の補正でございますけれども、この金額の内訳につきましては、平成30年度の繰越事業を執行した残りの執行残の金額を基金に積み立てるものでございまして、工事内容につきましては清戸地先の市道の工事と、それから、補償金の残額を基金に戻す補正になります。

以上です。

**○植村 博委員長** 平田委員。

**○平田新子委員** 大ざっぱに、千葉ニュータウン事業として、URが整備すべきものを白井市が受けて整備していくということで、この金額で全部やれるのかどうか、いつもハラハラ見ているんです。今のところ思った以上にお金が出て、繰り越す分が少なくなったとか、そういうことは、確認ですけれども、なかったということよろしいですか。

**○植村 博委員長** 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 今回この補正に係る部分につきましては、繰越額が1,404万8,000円で、そのうち執行に要した金額が1,176万7,595円ということで、差し引きした228万405円、これを基金に戻すということで、全体の事業といたしましては、期間的な問題によって影響が、例えば、人件費ですか、その他の要素による変動はあるとは思いますが、現在のところは順調に推移しているというふうに考えております。

○植村 博委員長 よろしいですか。

石川委員。

○石川史郎委員 同じく24ページの7款4項1目都市計画総務費、事業番号8、鉄道交通推進事業、成田新高速鉄道事業利益納付金21万円についてなんですけれども、成田高速鉄道アクセス株式会社の決算に利益が生じたと御説明があったと思いますが、もう少し詳しくお聞かせください。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 この納付金についてももう少し詳しくということでございますので、この納付金の元となりますのは、平成15年から21年度までの間に、成田高速鉄道株式会社、通称N R Aと言いますけれども、この鉄道施設の建設費に対して、千葉県と、それから、沿線自治体が補助金を交付しております。これが成田新高速鉄道事業補助金というものを交付してございまして、その交付の条件の中に、営業開始から10年以内に利益が生じた場合については利益の2分の1を補助金の総額に達するまで納付しなければならないという規定がございます。

このたびN R Aの平成30年度決算におきまして利益が生じたので、その利益の一部が市にも納付されております。そのための事務処理を行うものでございまして、そもそもこの補助金の財源として、白井市が補助金を出しましたけれども、その半分については、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構というところから白井市も補助金を受けてN R Aに支出しているという経緯がございまして、N R Aから市に利益の発生に伴って納付された金額の2分の1を機構のほうに市も納付しなければならないもので、歳出予算に所要額を計上しております。

したがって、この補正予算の、この後歳入のところ、雑入にはN R Aから市へ入ってきた金額を計上しています。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 そのN R Aなんですかね、の利益が生じた理由というのは何なんですか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 今回利益が生じた理由ということでございますが、一時的な利益が発生したものと伺ってございまして、N R Aの借入金で10年の満期を迎え、借り替えによって支払いの利息がかなり低い利率で資金を調達することができたことにより、一時的な利益が発生したと会社から説明を受けております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 ついでなんですけれども、白井市が支出した補助金の総額というのはどれぐらいなんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 白井市が支出した補助金の総額は、6億1,029万9,836円ということになりまして、その半分の3億514万9,918円が、機構から白井市に対して補助金として支出されている金額になります。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 最後なんですけれども、補助金を交付した白井市以外の沿線自治体はどこなんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 白井市のほかでは、市川市、船橋市、松戸市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、それと、千葉県が補助金を支出しております。

この支出に当たりまして、成田新高速鉄道建設事業に係る負担に関する協定書を締結しております。今回の利益に伴います納付金の対応につきましては、その他の自治体も同様に処理しているところがございます。

以上です。

○石川史郎委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今のところでございますけれども、一時的な利益ということでしたが、借りかえによる金利差ということはこれからも発生し続けるのかなという気もしますけれども、利益が上がったという事実は貸し出した沿線自治体だけじゃなくて、例えば、民間との契約、上を走らせている鉄道ですとか、そういったところにも影響は及ぶのでしょうか。例えば、鉄道運賃というのは原価にプラス適正利潤ということで総括原価方式ということになってはいますが、利潤が、それほど大きくないのかもしれませんが、上がった場合、そこら辺も変わってくるのかなという気は、ちょっと個人的には思うんで、そここのところの沿線自治体以外の、例えば、上でスカイライナーとアクセス特急を走らせている京成とのお金のやり取りですとか、線路使用料、あるいは、運賃とか、そういった部分についての影響については何か聞き及んでいますでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 この成田新高速鉄道株式会社ですけれども、そもそも第3種鉄道事業者で

ございまして、基本的には鉄道の線路とか、施設を設置することを目的としている会社で、そこから使用させるものでございますので、ほとんど線路使用料が収入の主たるものになるのですけれども、その線路使用料につきましては、国土交通省の認可によって決定されているところがございまして、そこにつきましては私どもではよくわかりません。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

どうでしょう、このところよろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 23ページの工業団地アクセス道路整備事業について伺います。

先ほど答弁の中にも、令和3年度の完成は難しいというふうなお話がありました。なかなか土地所有者が不明であったりとか、地盤沈下がとまらないとか、そういう状況もお聞きしました。

この完成は難しいということはわかっているけれども、そのスケジュール的にはどういった予定が立てられている状況なのか、全くそこも不透明なのか、その先についてのこの事業の進行について説明をお願いします。

○植村 博委員長 先ほどもね、竹田課長から大分御丁寧に答弁があったような気がするんですけども、それでももう一度、どうですか、ありましたね、進捗状況について、相続のこととか、話が一通りありました。

○小田川敦子委員 そういう説明じゃなくて、スケジュール。

○植村 博委員長 これからのスケジュールですか。

じゃあ、竹田さん、簡単によろしくをお願いします。竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 端的に言うと、未定でございます。相続人調査の結果、それから、地質調査の結果をもって今後見通していきたいというふうに考えております。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 全くの未定ということで、わかりました。

そうすると、これ重点戦略ということもあるし、3年度から後期基本計画にもなっていくので、何がしかのスケジュールを考えるとというか、進めていくというスケジュールは立てなきゃいけないと思うんですけども、そういったことに関しては、この2年度に何か動きというか、算段はあるんでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 新年度予算の中でも、やはり盛土を進めなければならないところということで、工事費等については予定をさせていただいているところでございます。

そういった中で、令和2年度は、予算の範囲をもって工事をしていくという予定が1つある。それ

から、もう1つは、地権者についても、令和2年度に契約を既に予定をさせていただいているところもございますので、そういったところ、できるところについては進めていきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうしますと、もう1つお聞きしたいところがあります。この事業の趣旨を考えると、工業団地へのアクセスの改善という大きな目的があると思います。そういったことを、道路をつくるということがその方法として進められているわけなんですけれども、なかなか進み具合がよろしくない。だけれども、工業団地のアクセスは何らか別の方法で暫定的に改善をしていくというような並行した取り組みというのはお考えないのでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今既存の市道のほうで富塚荒口利というような交差点から工業団地のほうに入ってくるということになっております。このところについては、大型規制のほうはされていないと思っております。確かスピードは制限されているのかなと思います。そういったことで、そちらのほうをまずは今までどおり使っていただきたいというふうに思っております。そういった中で、使いづらいつかということになれば、当然修繕、部分的な修繕等については行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかにないようでしたら次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、24ページまで終了したということで、次に6ページの第2表、歳入のほうについての質疑に入りたいと思います。ごめんなさい、歳入の質疑が残ってましたので、歳入の質疑は11ページからです。申しわけありません。11ページのほうをあけていただきたいと思います。

ここで、16款の県支出金、この中の農林水産業費県補助金、そして、土木費県補助金、飛び飛びで結構あるんですが、項目が少ないので、歳入のほうは一括してやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今読み上げましたように、申しわけありません、10ページからでしたね、10ページの14款使用料及び手数料、それから、15款総務費の国庫補助金、土木費国庫補助金、それから、11ページに行きまして、16款の農林水産業費県補助金、土木費県補助金、それから、下の12ページに行きまして、21款雑入のところ、成田新高速鉄道に関するもの、それから、弁償金、そこまでですね。これ、今読み上げましたものについて一括して歳入、質疑を受けたいと思います。

石川委員。

○石川史郎委員 ちょっと確認なんですけれども、12ページの21款4項雑入、先ほどの24ページの7款4項1目の成田新高速鉄道納付金21万円とありましたけれども、その41万9,000円はその根拠ということでしょうか。この半分が先ほどのところへ行ったということによろしいでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 先ほどの歳出に連動するのはこの部分でございます。

○石川史郎委員 わかりました。ありがとうございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 11ページ、16款2項4目土木費県補助金の中の被災住宅修繕緊急支援事業補助金について伺います。説明では、台風15号と19号の被災住宅の修繕に対する補助金で、そして、これが国と県から合わせて交付がされるといったものだとお聞きしました。これが、もう少し具体的にこの補助金の内訳をお聞きいたします。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちら、委員からもお話ありましたように、台風15号及び19号で被災をされた住宅の屋根及び外壁の補修に関する一部を助成する事業でございます。

具体的には、まず、国費につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しております。社会資本整備総合交付金の対象となる事業については、事業費に対して国費が50%、県費が30%、市が20%、そういった割合で助成するものです。

国費対象にならない事業として、県が独自に制度を新たに今年度設けまして、そういう事業である場合については、県の補助金が80%、市の負担が20%という割合で交付していただけるという事業でありまして、その事業に対しまして、まず、国に対して、要望としまして、国に対しましては62万5,000円を要望したところ、内示額として25万6,000円、それと、この県費につきましては93万5,000円に対して、この資料にあります72万9,000円、こちらが現時点で交付決定されている額でございます。

以上でございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。そうすると、この県のほうから入った72万9,000円の申請者数というのは、認可数というんですかね、どれぐらいだったんでしょうか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今年度2月28日に事業報告する分ということで受付が完了しているところでございますが、申請は全部で3件ございました。その3件の申請額の総額につきましては56万8,000円、そのうち県費は16万9,000円、国費は28万3,000円、市のほうは11万6,000円となっております。

ます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 行政報告でいただいた書類を見ると、多分国のほうの補助金の申請、御案内だと思うんですけども、受付期間が令和2年1月20日からということになっています。今、現段階での受付申請分というふうなお話でしたけれども、受付に関しては今後ももう少し延長して受け入れできるのでしょうか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今年度分ということではもう既に締め切りをしましたが、来年度も当初予算として見込んでございまして、来年度も対象になる事業につきましては受付することとしております。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、歳入はここまでといたします。

次に、6ページの第2表、継続費補正、7款土木費、それから、第3表、繰越明許費補正について、ここの質疑を受けつけます。6ページです。

小田川委員。

○小田川敦子委員 繰越明許費補正の中の上から4番目、市道新設改良事業、12-002号線道路改良工事、富士地先のところだという説明でした。2回続けて入札不調で、年度内で終わらないというふうな御説明もありました。この入札不調の説明をお願いします。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、当該道路について、最初に路線の部分で、交差点のところについて、安全対策として横断歩道を設置すると。その横断歩道の設置に係る切り下げ等のブロックの工事、それから、もう1つが、桜台地区における工事と一体的に1回発注をしております。桜台のほうもいわゆる安全対策として、こちら単費分になりますけれども、そことの抱き合わせとして工事を発注しました。切り下げブロック等の工事もありましたので、土木業者のほうに、5者入札、指名で行っております。そうしたところ、1回目が不調になったということでございます。

2回目については、同じ内容の工事として、業者を入れかえて、全て入れかえて、しかも、交通安全対策ということもございましたので、なるべくスムーズに行っていただけるように、10者の交通安全施設のほうをメインにやっている業者として発注をしました。そうしたところ、やはり落札には至らなかったというようなところでございます。

入札については、済みません。

○植村 博委員長 竹田道路課長。



○竹田忠夫道路課長 1つが、横断歩道の設置に当たりまして、警察との協議等を踏まえて設置することとしておりましたので、その時期が、後半、年度で言うと今年度の中盤になってから発注の手続をしていきましたので、11月くらいの入札だったかなと思っております、1回目が。2回目は12月で、応札がなかったというものでございます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 済みません、これ確認なんですけれども、12-002号線というところが一致しているのですが、確認なんです、たしか、前回の議会で提出をされた、路面の状態が悪くなってしまっただけで舗装し直しますと言っていた、あそこは全く別の箇所ですか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 別の場所になります。

○小田川敦子委員 わかりました。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

どうでしょうか。第2表、第3表、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ないものと認めます。

以上で質疑を終了したいと思います。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 起立全員。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を散会いたします。

3月5日は午前10時から会議を開きます。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時50分